

第一生命は、2つの学資保険で応援します!



契約者の7大リスクにも備える  
充実のこども学資保険

契約者の死亡・高度障害に備える  
こともできるこども学資保険

契約年齢 0歳~10歳のお子さま



第一生命専用端末で  
こども応援団・Mickeyをご説明します。

第一生命専用端末の二次元コードです。  
スマートフォン・ケータイではアクセスできません。

一生のパートナー

第一生命



# お子さまの夢を応援したい! 広がる未来

お子さまのために…



「この子はどんな夢をみて、  
どんな大人になるんだろう…?」

大きく広がるお子さまの未来に、自然と希望がふくらみます。  
親として、お子さまの夢は力強く後押ししてあげたいもの。  
なによりも教育は、お子さまの可能性を広げる最高の贈り物です。

教育資金を計画的に準備して、  
お子さまの将来を応援しませんか?



こども学資保険なら、契約者にもしものことがあっても  
予定通り教育資金を準備することができます。\*1

子育て世代は、働き盛りであると同時に生活習慣病が心配な世代でもあります。  
第一生命のこども学資保険では、契約者が3大疾病(がん、急性心筋梗塞、脳卒中)により所定の状態  
に該当したり、死亡されたときなどでも、教育資金を準備できるプランを用意しています。



\*1 契約者の保障がないプランもあります。

# のために、考えてみませんか?

お孫さまのために…



「孫の世代には、どんな世の中に  
なっているのだろうか…?」

新しく授かった命は、世代を問わず大切な宝物です。  
これまで永年にわたって築いてきた経験や財産は、次の世代、  
さらに次の世代へと確実にバトンタッチしていきたいもの。

そんな想いを教育資金援助という方法で  
伝えていくことで、お孫さまの将来を応援しませんか?



奨学金を借りている大学生は5割以上になります。\*2  
生前贈与を活用してお孫さまの教育資金を援助することもできます。

生前贈与の活用例 祖父母から親に贈与した現金を保険料に充当し、親が契約者となって「こども学資保険」  
に加入することで、お孫さまの教育資金を積み立てられます。



\*相続時精算課税制度による贈与ではなく、暦年課税による贈与を利用することを前提としています。

\*2 (独)日本学生支援機構/「平成24年度 学生生活調査」  
\*3 毎年、贈与契約書を作成するなど、贈与にあたっての留意点があります。くわしくは、税理士や最寄りの税務署等にご確認ください。

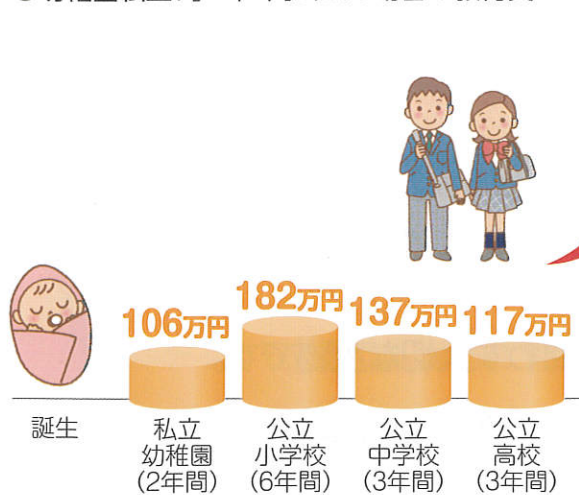


# 「計画的な教育資金準備」と「もしものとき

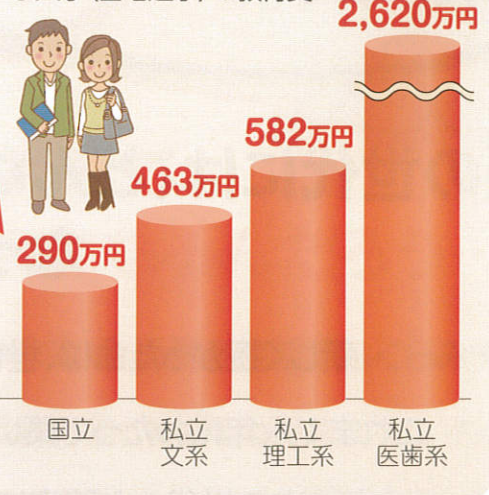
# の教育資金準備」をサポートします。

## 大学進学後に教育費の負担は重くなる傾向があります!

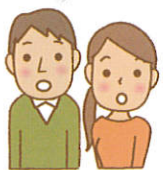
●幼稚園私立、小・中・高公立の場合の教育費



●大学(自宅通学)の教育費



大学進学にはこんなにお金がかかるんだなあ



お子さまの教育費は、国公立を選ぶのか私立を選ぶのかによりさまざまですが、一般的に大学への進学以降、負担が重くなる傾向があります。また、自宅外から通学する場合、負担はさらに重くなります。

お子さまの夢を応援するために、今から計画的に準備しておくことをおすすめします。

## こども応援団 Mickey に共通

**サポート1** 特に負担の重い**大学進学にかかる教育資金**を準備できます。大学入学の時期から毎年、学資金・満期保険金を通算5回受け取れます。

**サポート2** お子さまが**0歳から**加入できるため、**大学進学までの期間を利用して計画的な積み立てができます。**<sup>※3</sup>  
「出生前加入特則」により、お子さまが生まれる前でも、出産予定日の140日前から加入できます。

## 子育ての期間中、親御さまが健康を損なうリスクも高まります!

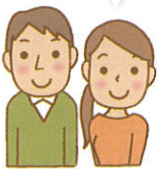
●今後20年以内のリスク

第1子出生時の父母の平均年齢  
父 32.3歳 母 30.3歳

		30歳	35歳	40歳
3大疾病に なる確率	男性	18.9人に1人	10.2人に1人	6.1人に1人
	女性	9.3人に1人	6.3人に1人	4.6人に1人
死亡する 確率	男性	35.3人に1人	23.1人に1人	14.9人に1人
	女性	59.1人に1人	40.6人に1人	28.1人に1人

低 ———— 年齢とともに高まるリスク ———— 高

もしも“がん”になって思うように働けなくなっても子どもは大学に行かせたいわ



お子さまの大学入学までの約20年間、親御さまがずっと健康でいられるとは限りません。第1子出生時の平均年齢は男性32.3歳、女性30.3歳です。今後20年以内に3大疾病(がん<sup>※1</sup>・急性心筋梗塞・脳卒中<sup>※2</sup>)にかかる確率は男性30歳の場合で18.9人に1人、女性30歳の場合で9.3人に1人で、死亡する確率より高くなっています。

親御さまが死亡されたときだけでなく、3大疾病で働けなくなったときでも、教育資金が確実に準備できれば安心ですね。

## こども応援団 Mickey の場合

**サポート3** 契約者の**3大疾病を含む7大リスク**に備えることができ、次のいずれかの事由に該当したとき、**以後の保険料はいただきません。**<sup>※4</sup>  
その場合も、**学資金・満期保険金**は予定通り受け取れます。

### 契約者の7大リスクに備える

- 事由1  
所定の  
がん
- 事由2  
急性  
心筋梗塞
- 事由3  
脳卒中
- 事由4  
所定の  
要介護  
状態
- 事由5  
所定の  
身体障害  
状態
- 事由6  
所定の  
高度障害  
状態
- 事由7  
死亡

事由1～事由7について、くわしくはP10をご覧ください。

Mickey 契約者の<sup>6</sup>所定の高度障害状態・<sup>7</sup>死亡に備えるプランや、契約者の保障がないプランもあります。

教育費：文部科学省／「平成22年度 子どもの学習費調査」、「平成22年度 国立大学の授業料、入学金及び検定料の調査結果について」、「私立大学等の平成24年度入学者に係る学生納付金等調査結果について」、(独)日本学生支援機構／「平成22年度 学生生活調査報告(昼間部)」  
今後20年以内のリスク：厚生労働省／「平成23年 患者調査」「平成23年 簡易生命表」をもとに確率を算出 厚生労働省／「平成24年 人口動態調査」

※1 上皮内がんは含みません。 ※2 くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞の合計です。  
※3 受取金額が払込保険料累計額を下回る場合があります。たとえば解約した場合の解約返金は、多くの場合、払込保険料累計額を下回ります。  
※4 保険料払込の免除の対象とならない場合があります。くわしくは、うら表紙「ご確認ください」および「ご契約のしおり」「約款」を必ずお読みください。

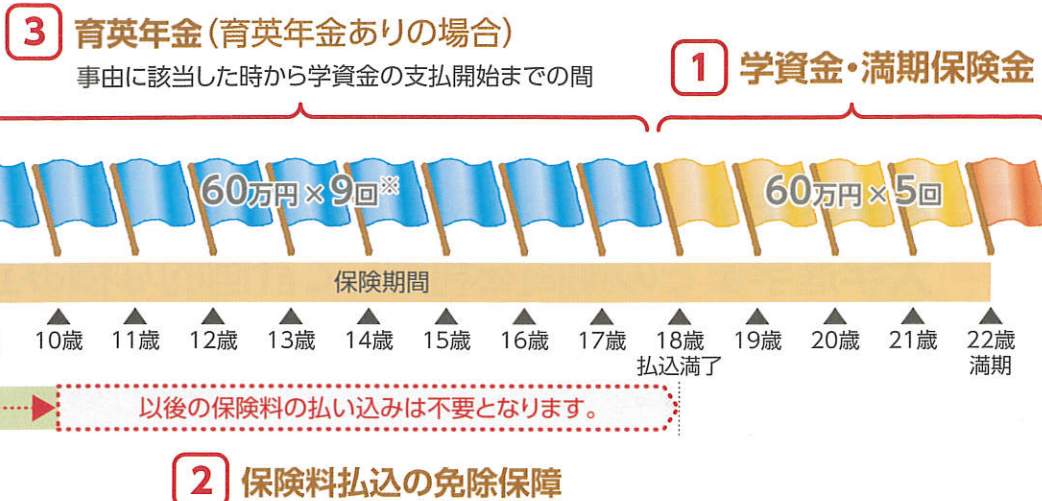


# ニーズにあわせて、契約者の保障範囲が

第一生命のこども学資保険は、大学の教育資金を計画的に準備できるだけでなく、契約者がもしものときでも教育資金を準備できるように、「保険料払込の免除保障」と「育英年金」の2つの保障を用意しています。

## こども応援団・Mickeyのしくみと特徴

- 〈契約例〉 ●被保険者(お子さま)0歳  
●18歳払込満了22歳満期  
●基準保険金額 60万円



### 1 学資金・満期保険金 こども応援団 A1型・A2型、Mickey B1型・B2型・C型 共通

大学進学にかかる教育資金を準備できます。大学入学の時期から毎年、学資金・満期保険金を通算5回受け取れます。

**学資金**……大学入学の時期から毎年1回、合計4回、基準保険金額を受け取れます。受取時期について、くわしくはP7「学資金・満期保険金の受取時期」をご覧ください。

**満期保険金**…保険期間満了時に基準保険金額を受け取れます。

### 2 保険料払込の免除保障 こども応援団 A1型・A2型、Mickey B1型・B2型

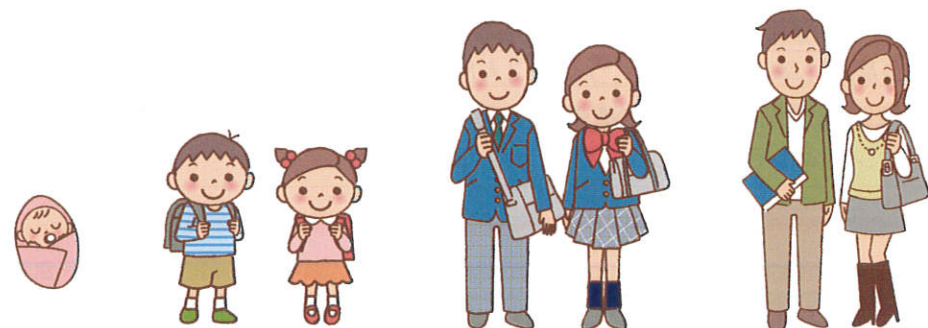
契約者が保険料払込期間中に所定の事由に該当したとき、以後の保険料はいただきません。なお、Mickey(C型)には保険料払込の免除保障はありません。

### 3 育英年金 こども応援団 A1型、Mickey B1型

保険料払込が免除になったとき、さらに育英年金を受け取れます。

**育英年金**……保険料払込の免除事由に該当した時から学資金の支払いが開始するまでの間、毎年、基準保険金額を受け取れます。

\*契約から9年12か月目に事由に該当することになり、育英年金は被保険者の保険年齢(うら表紙「ご確認ください 12」参照)が9歳から17歳までの9回受け取れます。



# 異なる5つのプランから選べます。

契約者の「保険料払込の免除保障」「育英年金」の2つの保障の有無と範囲により、5つのプランから選べます。

## 5つのプランの保険料・返還率の例

- 〈契約例〉 ●契約者 男性30歳 被保険者(お子さま)0歳 ●18歳払込満了22歳満期  
●基準保険金額 60万円 ●月払(口座振替)

学資金・満期保険金 受取累計額 **300万円** (学資金 60万円×4回 満期保険金 60万円)

契約者の保障あり	
契約者の保障範囲	<b>こども応援団</b> 契約者の7大リスクにも備える充実のこども学資保険 <b>Mickey</b> 契約者の死亡・高度障害に備えることもできるこども学資保険 事由1 所定のがん 事由2 急性心筋梗塞 事由3 脳卒中 事由4 所定の要介護状態 事由5 所定の身体障害状態 事由6 所定の高度障害状態 事由7 死亡
プラン(型) [契約者の保障]	<b>A2型</b> ・保険料払込の免除保障 <b>あり</b> ・育英年金 <b>なし</b> <b>B2型</b> ・保険料払込の免除保障 <b>あり</b> ・育英年金 <b>なし</b>
月払保険料	13,289円 / 13,096円
払込保険料累計額(a)	2,870,424円 / 2,828,736円
学資金・満期保険金受取累計額(b)	<b>300万円</b> / <b>300万円</b>
返還率(b/a)	104.5% / 106.0%

保険料払込の免除保障に加えて**育英年金を上乗せ**

プラン(型) [契約者の保障]	<b>A1型</b> ・保険料払込の免除保障 <b>あり</b> ・育英年金 <b>あり</b> <b>B1型</b> ・保険料払込の免除保障 <b>あり</b> ・育英年金 <b>あり</b>
月払保険料	15,667円 / 14,455円
払込保険料累計額(a)	3,384,072円 / 3,122,280円
学資金・満期保険金受取累計額(b)	<b>300万円</b> / <b>300万円</b>
返還率(b/a)	88.6% / 96.0%

## 契約者の保障なし

プラン(型) [契約者の保障]	<b>C型</b> ・保険料払込の免除保障 <b>なし</b> ・育英年金 <b>なし</b>
月払保険料	12,971円
払込保険料累計額(a)	2,801,736円
学資金・満期保険金受取累計額(b)	<b>300万円</b>
返還率(b/a)	107.0%

・保険料払込の免除や育英年金のお支払いの対象とならない場合があります。事由1～事由7について、くわしくはP10をご覧ください。  
 ・受取金額が払込保険料累計額を下回る場合があります。たとえば解約した場合の解約返還金は、多くの場合、払込保険料累計額を下回ります。  
 ・C型は、契約者の健康状態の告知等なしで加入できます。うら表紙「ご確認ください 6」もあわせてご覧ください。



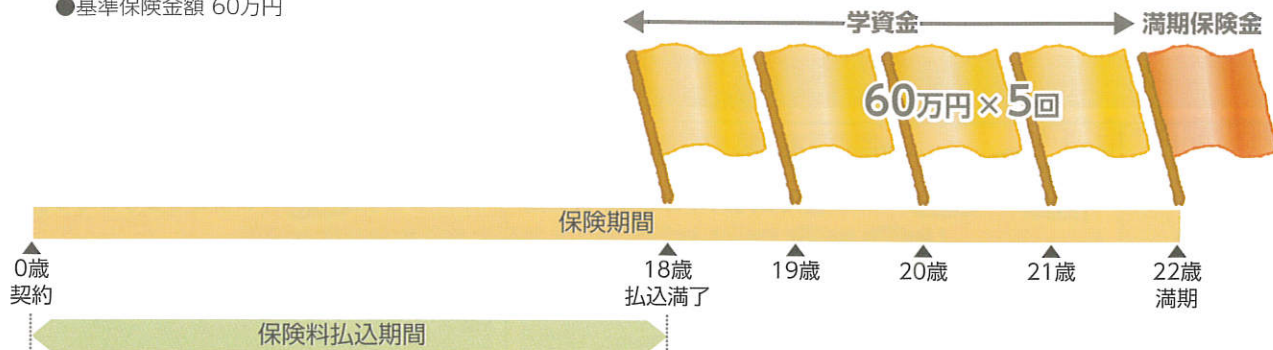
# 大学の教育資金を計画的に準備できます。

大学入学の準備時期に活用できるように、学資金の受取開始年齢は17歳と18歳から選べます。

## 保険料例 月払保険料(口座振替)

- 〈契約例〉 ●被保険者(お子さま)0歳  
●18歳払込満了22歳満期  
●基準保険金額 60万円

学資金・満期保険金  
受取累計額 **300万円** (学資金 60万円×4回  
満期保険金 60万円)



契約者	プラン(型) [契約者の保障]	こども応援団		Mickey		
		A1型	A2型	B1型	B2型	C型
		・保険料払込の免除保障 <b>あり</b> ・育英年金 <b>あり</b>	・保険料払込の免除保障 <b>あり</b> ・育英年金 <b>なし</b>	・保険料払込の免除保障 <b>あり</b> ・育英年金 <b>あり</b>	・保険料払込の免除保障 <b>あり</b> ・育英年金 <b>なし</b>	・保険料払込の免除保障 <b>なし</b> ・育英年金 <b>なし</b>
男性	25歳	15,020円	13,186円	14,285円	13,070円	12,971円
	30歳	15,667円	13,289円	14,455円	13,096円	
	35歳	16,869円	13,480円	14,821円	13,154円	
	40歳	18,862円	13,797円	15,454円	13,255円	
女性	25歳	15,154円	13,207円	14,020円	13,027円	
	30歳	15,956円	13,335円	14,162円	13,049円	
	35歳	17,218円	13,538円	14,394円	13,087円	
	40歳	18,823円	13,796円	14,725円	13,139円	

・C型の保険料は、契約者の性別・年齢にかかわらず同一です。

## 学資金・満期保険金の受取時期

保険料の払込満了年齢を17歳と18歳から選ぶことで、大学入学の準備時期に学資金の受け取りを開始できます。

払込満了・満期	お支払いするとき	支払額
17歳払込満了21歳満期 18歳払込満了22歳満期	<b>学資金</b> 被保険者がつぎの「学資金の支払日」に生存しているとき 17歳払込満了の場合、被保険者の保険年齢が17歳・18歳・19歳・20歳になる年単位の契約応当日 18歳払込満了の場合、被保険者の保険年齢が18歳・19歳・20歳・21歳になる年単位の契約応当日	基準保険金額
	<b>満期保険金</b> 被保険者が保険期間満了時に生存しているとき	基準保険金額

払込満了が5年または10年のものもあります。払込満了・満期ごとの学資金の支払開始年齢については、うら表紙「ご確認ください 4」をご覧ください。  
保険年齢については、うら表紙「ご確認ください 12」をご覧ください。

## お子さまの病気・ケガへの備え

特約の付加で、保険期間中の被保険者(お子さま)の入院や手術などに備えることができます。

・付加できる特約については、P9をご覧ください。

## 死亡給付金のお支払い

保険期間中に被保険者(お子さま)が死亡されたとき、所定の死亡給付金をお支払いして契約は消滅します。

・死亡給付金については、うら表紙「ご確認ください 8」をご覧ください。

# もしものときも教育資金を準備できます。

契約者がもしものときも「保険料払込の免除保障」と「育英年金」の2つのしくみで教育資金を準備できます。

## 「保険料払込免除」となる例



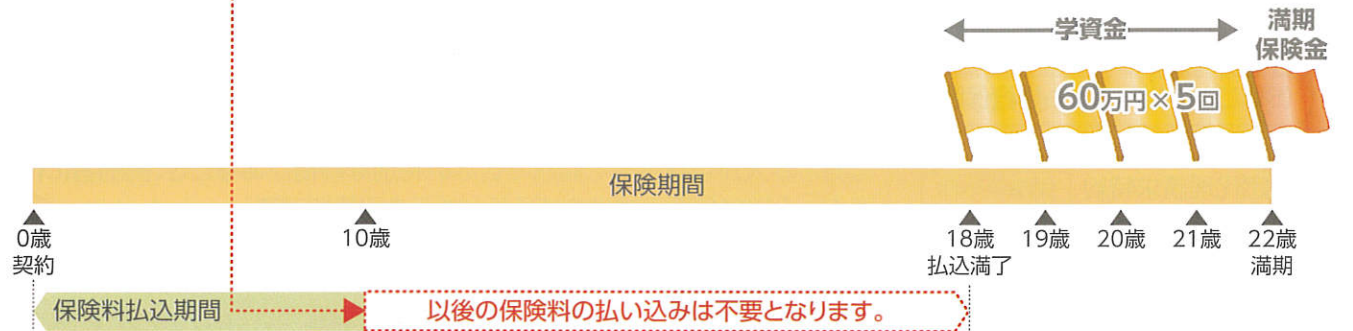
- A2型 ・保険料払込の免除保障 **あり**  
・育英年金 **なし**

- 〈契約例〉 ●契約者 男性30歳 被保険者(お子さま)0歳  
●18歳払込満了22歳満期  
●基準保険金額 60万円  
●月払保険料(口座振替) 13,289円

契約者が、保険料払込期間中に、**事由1**～**事由7**のいずれかに該当したとき、以後の保険料負担はなくなり、学資金・満期保険金も予定通り受け取れます。

たとえば、契約から120か月目に契約者が事由1～事由7のいずれかに該当

10年(120か月)間の払込保険料累計額 **1,594,680円** → 学資金・満期保険金受取累計額 **300万円**



## 「育英年金お支払い」の例



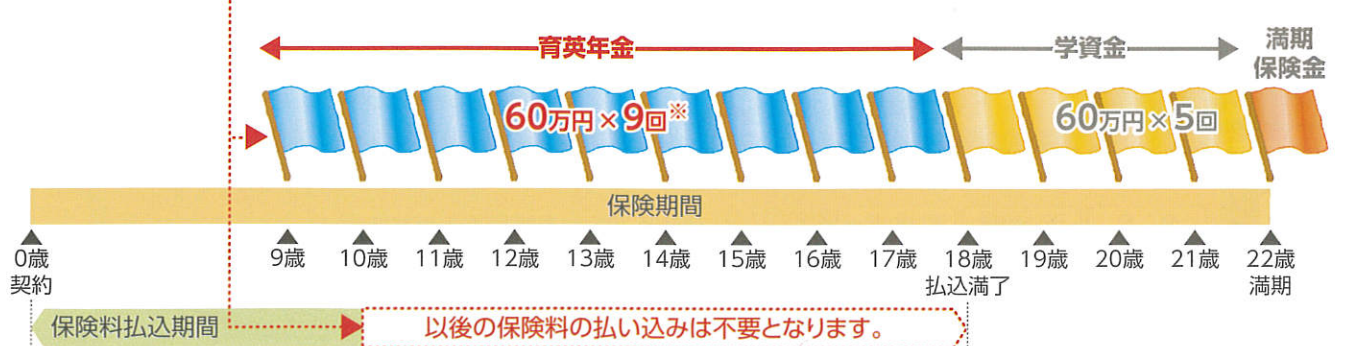
- A1型 ・保険料払込の免除保障 **あり**  
・育英年金 **あり**

- 〈契約例〉 ●契約者 男性30歳 被保険者(お子さま)0歳  
●18歳払込満了22歳満期  
●基準保険金額 60万円  
●月払保険料(口座振替) 15,667円

契約者が、保険料払込期間中に、**事由1**～**事由7**のいずれかに該当したとき、以後の保険料負担はなくなり、さらに学資金の支払いが開始するまでの間、毎年、育英年金を受け取れます。学資金・満期保険金も予定通り受け取れます。

たとえば、契約から120か月目に契約者が事由1～事由7のいずれかに該当\*

10年(120か月)間の払込保険料累計額 **1,880,040円** → 育英年金・学資金・満期保険金受取累計額 **840万円**



\*契約から9年12か月目に事由に該当することになり、育英年金は被保険者の保険年齢(うら表紙「ご確認ください 12」参照)が9歳から17歳までの9回受け取れます。

・事由1～事由7について、くわしくはP10をご覧ください。

・Mickey(C型)には、保険料払込の免除保障・育英年金はありません。

・育英年金は、複数の支払事由に該当しても重複してはお支払いしません。



# お子さまの1日以上入院や手術にも備えられます。

特約を付加することで、保険期間中の被保険者(お子さま)の入院や手術などに備えることができます。

## 付加できる特約

**こども医のいちばんNEO**  
こども新総合医療特約D(H22)

お子さまの病気・ケガによる1日以上入院や所定の手術などに備える特約です。

手術は、意外に身近な出来事かもしれません  
たとえば、こんなときに手術給付金を受け取れます

### こまくせっかいじゅつ 鼓膜切開術

中耳炎にかかり、病院で耳の鼓膜を切ってもらったわ。



### いんとういぶつてきしゅつじゅつ 咽頭異物摘出術

魚の骨がのどに刺さってしまい、なかなか取れないので、病院で取ってもらったよ。



傷害特約D (5年ごと配当付こども学資保険用)

お子さまの不慮の事故による死亡・所定の身体障害状態に備える特約です。

指定代理請求特約 保険料不要

契約者本人が学資金等を請求できない特別な事情があるとき、契約者に代わって家族から学資金等の請求をすることができる特約です。

・出生前加入特則による契約の場合、こども新総合医療特約D(H22)、傷害特約D(5年ごと配当付こども学資保険用)を付加できません。お子さまの出生後に特約の中途付加をご希望の場合は、お申し出ください。  
・各特約には給付金などのお支払いの対象とならない場合があります。特約の給付金のお支払いなどの詳細については、「保障設計書(契約概要)」「ご契約のしおり」「約款」など所定の資料を必ずお読みください。

## 子育てを応援します!

# マタニティから出産後の悩み、お子さま・お孫さまの気になる症状を相談できるサービス

ご契約者健康・医療・育児・介護サービス **メディカルサポート** サービス 24時間 365日※ (無料) ※システムメンテナンス中は除く

こんなときに お役に立ちます!

夜中に子どもが突然の発熱。このまま様子をみながら朝まで過ごしても大丈夫? それともすぐに救急病院へ連れて行くべき?



妊娠中にかぜをひいてしまったけど、薬は飲めないわ。こんなときはどうやって対処したらよいかしら?



## 電話相談

**応援1 こどもメディカルサポートダイヤル** 経験豊富な看護師・保健師等がお応えします  
お子さまやお孫さまの健康や気になる症状について看護師・保健師・小児科専門医(各分野専門医)等がお応えします。  
発育 予防接種 アレルギー など

**応援2 ウィメンズヘルスダイヤル** 女性医師がお応えしますので安心です  
マタニティ期の気になる体調の変化や症状・病気について、助産師・看護師・女性医師がお応えします。 提供:(株)保健同人社  
マタニティ 生理不順 女性の病気 など

詳細な利用方法は、第一生命ホームページや専用リーフレットをご覧ください。  
・メディカルサポートサービスは、提携企業のサービスについて第一生命が紹介や取次ぎなどをするものです。利用に際して生じた損害については、第一生命は責任を負いかねます。  
・上記は2015年1月時点の内容であり、予告なく変更・終了することがあります。

# こども応援団とMickeyの保険料払込免除・育英年金お支払いの事由

こども応援団の保険料払込免除・育英年金お支払いの事由(事由1~7)

## 所定のがん・急性心筋梗塞・脳卒中 3大疾病による所定の状態

### 事由1 所定のがん

生まれて初めて「所定のがん」にかかり、医師により診断確定されたとき  
ただし、上皮内がん(非浸潤がん・大腸の粘膜がん等を含む)などは対象となりません。



### 事由2 急性心筋梗塞

急性心筋梗塞を発病し、初診日から数えて60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき



### 事由3 脳卒中

脳卒中を発病し、初診日から数えて60日以上、まひや歩行障害、言語障害などの他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき



## 事由4 病気・ケガを問わず 所定の要介護状態

つぎの①②いずれかの要介護状態に該当したとき

- 公的介護保険の認定基準  
公的介護保険において要介護2以上と認定されたとき
- 第一生命の独自基準  
第一生命が独自に定める要介護状態が180日間継続したとき(公的介護保険の要介護2以上に相当)

たとえば  
35歳の方が、脳卒中または交通事故によりつぎのような状態となり、その状態が180日間継続したとき

5メートル以上歩くには杖が必要

かつ

入浴の際、浴槽の出入りに手を貸してもらわなくてはならない(部分的介護を要する状態)

かつ

用を足す際、便器の周りなどを汚してしまう(全面的介護を要する状態)

## 事由5 病気・ケガを問わず 所定の身体障害状態

呼吸器の機能に著しい障害を永久に残し、酸素療法を受けたもの



恒久的心臓ペースメーカーを装着したもの



心臓に人工弁を置換したもの



肝臓の機能に著しい障害を永久に残したもまたは肝移植を受けたもの



腎臓の機能を全く永久に失い、人工透析療法または腎移植を受けたもの



ぼうこうを全摘出し、かつ、人工ぼうこうを造設したもの

直腸を切断し、かつ、人工肛門を造設したもの

両耳の聴力を全く永久に失ったもの

- ・1上肢を手関節以上で失ったもの
- ・1上肢の運動機能を全く永久に失ったもの
- ・1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの

- ・1下肢を足関節以上で失ったもの
- ・1下肢の運動機能を全く永久に失ったもの
- ・1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの

## 不慮の事故による傷害を原因とした 所定の身体障害状態

1眼の視力を全く永久に失ったもの



脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの



- ・1手の5手指を失ったもの
- ・1手の第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの

10手指の用を全く永久に失ったもの

10足指を失ったもの

Mickeyの保険料払込免除・育英年金お支払いの事由(事由6・7)

## 事由6 病気・ケガを問わず 所定の高度障害状態

- たとえば
- ・両眼の視力を全く永久に失ったもの
  - ・言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
  - ・中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの

## 事由7 死亡されたとき

・保険料払込の免除や育英年金のお支払いの対象とならない場合があります。くわしくは、うら表紙「ご確認ください 1~2」および「ご契約のしおり」「約款」を必ずお読みください。



# ご確認ください

## 1. 事由1 事由2 事由3 のとき

保障の対象は、以下のとおりとなります。

所定のがん 約款に定める悪性新生物(がん)	契約者が、責任開始期以後、生まれて初めて「 <b>所定のがん</b> 」にかかり、医師により診断確定されたとき <b>ただし、上皮内がん(非浸潤がん・大腸の粘膜がん等を含む)、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん、責任開始の日から数えて90日以内にかかった乳がんは対象となりません。</b>
急性心筋梗塞	契約者が、責任開始期以後、 <b>急性心筋梗塞</b> を発病し、初診日から数えて <b>60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続した</b> と医師によって診断されたとき ●急性心筋梗塞には再発性心筋梗塞を含みます。 <b>ただし、狭心症などは対象となりません。</b>
脳卒中	契約者が、責任開始期以後、 <b>脳卒中</b> を発病し、初診日から数えて <b>60日以上、まひや歩行障害、言語障害などの他覚的な神経学的後遺症が継続した</b> と医師によって診断されたとき ●脳血管疾患のうち、くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞が対象となります。 <b>ただし、外傷性脳内出血などは対象となりません。</b>

## 2. 事由4 のとき

公的介護保険の「要介護2以上」の記載は、2014年9月時点の法令等にもとづくものです。将来、法令等が改正された場合、これらの表現が当てはまらなくなることがあります。

## 3. 契約者の契約年齢範囲等

プラン(型)	契約者の契約年齢範囲	契約者の範囲
A1型、B1型	18歳～55歳	被保険者の父母
A2型、B2型	18歳～65歳	被保険者の父母または
C型	18歳～99歳	祖父

## 4. 学資金支払開始年齢と被保険者の契約年齢範囲

学資金支払開始年齢	払込満了・満期	被保険者の契約年齢範囲
17歳	17歳払込満了21歳満期	0歳～10歳
	5年払込満了21歳満期	
	10年払込満了21歳満期	0歳～6歳
18歳	18歳払込満了22歳満期	0歳～10歳
	5年払込満了22歳満期	
	10年払込満了22歳満期	0歳～7歳

学資金の支払開始は、被保険者の保険年齢が17歳または18歳となる年単位の契約応当日となります。

## 5. 出生前加入特則

お子さまが生まれる前でも、出産予定日の140日前から加入できます。

## 6. 契約者の健康状態の告知等

A1型、B1型 A2型、B2型	契約者の健康状態の告知等が <b>必要</b> です。
C型	契約者の健康状態の告知等は <b>不要</b> です。

## 7. 学資金は自動すえ置

学資金はお支払いの請求がない場合、所定のすえ置利率(金利水準などにより変更することがあります)で満期まで自動的にすえ置かれます。すえ置かれた学資金は引き出すことができます。

## 8. 死亡給付金について

被保険者が保険期間中に死亡されたときは以下の金額をお支払いします。

$$\text{基準保険金額} \times 5 \times \left( \frac{\text{契約日からの経過月数(注)}}{\text{保険料払込期間の総月数}} \right) - \left( \begin{array}{l} \text{すでに} \\ \text{お支払いした} \\ \text{学資金の合計額} \end{array} \right)$$

(注) 保険料払込期間中の場合。保険料払込期間満了後は、保険料払込期間の総月数。

## 9. 後継保険契約者について

後継保険契約者とは、契約者が死亡された場合に、死亡時以後保険契約上の一切の権利と義務を承継する方です。契約の際に被保険者・被保険者の父母・被保険者の2親等内のその他の親族のうちから1名をお選びください。

## 10. 税務の取り扱い

学資金・満期保険金は、雑所得として所得税・住民税の対象となります。

## 11. 責任開始期より前にすでに発生していた病気やケガを原因とする場合

- ・責任開始期より前にすでに発生していた病気やケガを原因とする場合、約款に特に定めがない限り、給付金等のお支払い(死亡給付金などを除く)や保険料払込の免除の対象とはなりません。
- ・責任開始期から2年経過後に開始した入院や手術などについては、責任開始期以後の原因によるものとみなすことがあります。

## 12. 契約年齢と保険年齢

- ・契約年齢とは、契約者または被保険者の年齢を契約日時点の満年齢で計算し、1年未満の端数については、6か月以下のものは切り捨て、6か月を超えるものは切り上げて計算した年齢のことをいいます。  
(例) 29歳7か月の契約者の契約年齢は30歳となります。
- ・保険年齢とは、契約年齢に年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算した年齢のことをいいます。

この資料は2015年1月時点の商品パンフレットです。

- 検討にあたっては「保障設計書(契約概要)」など所定の資料を必ずお読みください。
- 契約の際には「重要事項説明書(注意喚起情報)」「ご契約のしおり」「約款」を必ずお読みください。
- 保険種類を選ぶ際には、「保険種類のご案内」をご覧ください。この保険は「保険種類のご案内」に記載されていることも保険です。「保険種類のご案内」は担当者または第一生命窓口にご請求ください。
- 取り扱う保険金額・保険料払込期間などの詳細については、担当者または第一生命窓口にお問い合わせください。
- 支払事由に「該当したのでは?」と思われる場合には、「ご契約のしおり」等を確認いただき、担当者または第一生命窓口にお問い合わせください。
- 税務の取り扱いについては、2014年9月現在の法令等にもとづいたものであり、将来的に変更されることもあり得ます。変更された場合には、変更後の取り扱いが適用されますのでご注意ください。詳細については、顧問税理士や所轄の税務署等にご確認ください。

引受保険会社

一生涯のパートナー **第一生命保険株式会社**

**第一生命**

〒100-8411 東京都千代田区有楽町1-13-1

電話(03)3216-1211(大代表)

ご加入の生命保険に関するお手続き・お問い合わせ

**第一生命コンタクトセンター ☎ 0120-157-157**

受付時間 月～金 9:00～18:00 土日 9:00～17:00(祝日・年末年始を除く)

お届けしたのは…

☎ C14P0639(2014.12.8)②

生涯11970-02

D11970

**2015年1月版**